

広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務 基本仕様書

1 業務名

広島広域都市圏地域共通ポイントに係るプロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 目的

広島広域都市圏地域共通ポイント（以下、「ポイント」という。）の認知度の向上及び利用者の増加並びに広島広域都市圏（※1）全体への制度普及を図ることを目的とする。

〈目標〉

令和3年度中に、ポイント事務局が令和3年7月にリリース予定のアプリダウンロード者数5万人以上、ポイント利用者数6万人を達成する。

（参考）令和3年3月末現在のポイント利用者数 3.2万人

※1 広島広域都市圏構成市町（25市町）

広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

4 業務内容（提案を求める内容）

前記3の目的及び目標を達成するため、次の(1)～(3)の業務を実施する。

なお、コロナ禍でも実現可能な提案をすること。

(1) 愛称の募集・決定

ア 愛称募集に係る要項を本市と協議し決定する。要項に記載する内容は、実施スケジュール、応募先、応募方法、愛称決定方法、応募者特典（対象・内容・決定方法等）に関すること等を盛り込む。

イ 応募者特典は受託者が用意する。

ウ 愛称募集の実施について周知を行うとともに、募集に関する問合せ窓口を設置し、問合せへの一次対応を行う。

エ 愛称募集はポイント運営事務局がリリース予定のアプリの機能を活用して実施する。（例えば、お知らせ機能を活用して専用応募ページに誘導する、アンケート機能を活用してアプリ内から応募できるようにする等）

オ 応募者情報はデータベース化し、応募者特典の送付業務やポイント制度のマーケティング等の関連業務へ活用できるよう管理及び運用を行う。管理する情報は、愛称、応募者の個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス）、会員登録状況（アプリ登録、会員登録等）等とし、応募者から個人情報の利用に係る同意を取得しておく。

カ 愛称の募集にあたっては、ポイント運営事務局が実施予定のアプリ誕生キャンペーンとの連携を盛り込む。

キ 愛称決定は、広島広域都市圏内の市町の住民に広く理解される手法を採用する。

(2) 愛称の発表及びロゴマークの制作・決定・発表

ア 決定した愛称に合ったロゴマークの制作及び決定を行う。制作及び決定の過程において、広島広域都市圏内の市町の住民に広く認知される工夫を盛り込む。なお、ロゴマークの制作及び決定にあたっては、商標登録等の調査を行い、既存作品と同一又は類似したものを提案しないこと。

イ 決定した愛称及びロゴマークを発表する。愛称発表とロゴマーク発表のタイミングは同一でなくとも構わないが、発表に当たっては、広く周知を図るうえで効果の高い方法を採用する。

ウ ロゴマークの決定後はデザイン活用マニュアルを作成すること。

(3) 愛称及びロゴマークを活用したポイント普及に係るプロモーションの企画及び実施

ア 愛称及びロゴマークを活用したポイントの認知度の向上及び利用者の増加並びに広島広域都市圏全体への制度普及を図るために有効な取組を実施する。例えば、以下のような取組等を想定している。

(ア) 愛称及びロゴマークを活用した映像及び動画の制作・放映

(イ) アプリ（本年7月にポイント運営事務局がリリース予定）のお知らせ機能やアンケート機能を活用した各種広報媒体との連動企画の実施

(ウ) 能動的な情報発信が可能なツール（SNS等）での広報

イ 上記の取組を実施するために活用する媒体は、広島広域都市圏内の市町の住民に対して広く効果的に周知できるものとし、種類は問わない。

5 成果物の著作権等

(1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に帰属する。ただし、本市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。

(2) 制作したコンテンツについては、最初の放送、掲載、頒布及び配信等の日から最低1年間は、本市が無償で著作物の1次利用及び2次利用ができるものとする。

(3) 制作にあたっては、第三者の権利（著作権及び肖像権等）を侵害しないよう十分調査・調整等を行うこと。

6 成果物の提出

制作したコンテンツは、すべて業務実施報告書とあわせて本市に納品すること。

映像、動画、画像コンテンツを制作した場合は、それらを収録したDVD3枚を納品すること（映像及び動画は、一般的な家庭用プレイヤーで再生可能なものとし、映像を動画配信データとしてデジタルサイネージでも放映可能な形式（WMV、MP4形式）で納品すること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 実施体制等

ア 業務従事者等の選任

業務実施前に、窓口となる業務統括責任者及び業務担当スタッフを選任し、氏名、担当業務、連絡先等を記載した名簿を本市及びポイント運営事務局に提出し、本市、受託者及びポイント運営事務局の三者間で速やかに連絡が取りあえる体制を構築すること。

イ 業務実施計画書の作成

受託者は、業務履行開始に当たり、契約締結日から14日以内に業務実施計画書を作成し、本市に提出の上、承認を得ること。また、前記4に記載する業務内容についての数値目標を設定し、業務実施計画書中に記載すること。

効果的な取組とするため、各業務の実施に当たっては本市とポイント運営事務局とで綿密な協議の上、業務を進めること。

ウ 協議等の実施

本市又はポイント運営事務局が対応可能な場合において、受託者は業務の実施に伴い必要と認める事項について打合せ又は協議を申し出ることができるものとする。

なお、打合せ、協議事項については、協議事項を事前に本市及びポイント運営事務局に連絡すること。

エ 議事録の作成

打合せや協議を行った場合は、議事録を作成、提出し、本市の承認を得ること。

オ 効果検証の実施

各業務の実施結果を踏まえて取組内容の効果を検証し、ターゲット層へのアプローチ状況等について分析を行うこと。

カ 業務実施報告書の作成

受託者は、業務実施終了後30日以内に業務実施報告書を作成し、前記6の成果物と合わせて本市に提出し、承認を得ること。業務実施報告書には、実施内容の他、イで作成した数値目標の達成状況及びオで行った効果検証結果を記載するものとし、実施した取組結果に基づき、次年度以降の運用において効果的と考えられる取組に係る提案を記載したものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知りえた秘密を、契約期間中、契約期間終了後及び契約の解除後のいずれにおいても第三者に対して漏洩しないこと。

(3) 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分に留意し、情報の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止、その他個人情報の保護のために必要な措置を講じること。

また、個人情報の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざん等の事故が生じ、又は生ずる恐れがある場合は、直ちに本市に報告し、その指示に従うこと。本業務が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(4) 法令等の遵守義務

受託者は、本業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。

8 その他

- (1) 業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託又は請負をすることができるものとする。ただし本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、本市及び受託者が双方協議の上、別途必要な事項について決定するものとする。

- (3) 本業務を実施する上で必要となる資料及びデータがある場合は、それが本市が提供可能なものであり、かつ、本市が必要と認める範囲内において提供する。